

長野県赤穂高等学校創立100周年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、長野県赤穂高等学校創立100周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を長野県赤穂高等学校内に置く。

(目的)

第2条 実行委員会は、長野県赤穂高等学校創立100周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施することを目的とする。

(実行委員会の構成)

第3条 実行委員会は、次の組織から選出した委員をもって組織する。

- (1) 長野県赤穂高等学校同窓会
- (2) 長野県赤穂高等学校全日制及び定時制のPTA保護者会
- (3) 長野県赤穂高等学校の職員
- (4) 実行委員会の目的に賛同し、会長の承認を得た者

(組織)

第4条 実行委員会の組織は、別図の「長野県赤穂高等学校創立100周年記念事業実行委員会組織」のとおりとする。

2 実行委員会の組織構成及び業務概要は、別表の「長野県赤穂高等学校創立100周年記念事業実行委員会組織構成」のとおりとする。

(役員)

第5条 実行委員会には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 顧問 | 若干名 |
| (2) 相談役 | 若干名 |
| (3) 会長 | 1名 |
| (4) 副会長 | 9名 |
| (5) 特任副会長 | 若干名 |
| (6) 参与 | 若干名 |
| (7) 事務局長 | 1名 |
| (8) 常任委員 | 若干名 |
| (9) 監事 | 4名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 顧問および相談役は、常任役員会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 会長は、常任役員会が推薦し、総会の承認を経て委嘱する。
- (3) 副会長は、常任役員会が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 特任副会長および参与は、常任役員会が推薦し、会長が委嘱する。
- (5) 事務局長は、常任役員会が推薦し、会長が委嘱する。
- (6) 常任委員は、長野県赤穂高等学校同窓会常任理事及び常任役員会が推薦する者を会長が委嘱する。
- (7) 監事は、長野県赤穂高等学校同窓会及びPTAの監事があたる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ、実行委員会全体の運営に関与する。
- (2) 会長は、実行委員会を代表し、実行委員会の目的達成のために会務を統括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務めるとともに、担当部会の代表責任者として、その部会を統括する。
- (4) 特任副会長・参与は、実行委員会の目的達成のため、重要事項に関し、会長の諮問に応じる。
- (5) 事務局長は、実行委員会の会務全般を掌握し、総会及び常任役員会の会務を担当する。
- (6) 常任委員は、実行委員会と各部会の事務局及び総会・常任役員会の事務局を担当する。
- (7) 監事は、実行委員会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第8条 実行委員会総会は、会長が召集する。

- 2 実行委員会総会の議長は、常任役員会がその都度指名する。
- 3 会長が必要と認めるときは、常任役員会において、実行委員会として決すべきことを審議・決定することができる。この場合は、その後開かれる実行委員会総会に報告することとする。
- 4 実行委員会総会以外の会議及びその構成員は次のとおりとする。
 - (1) 常任役員会
会長、副会長、事務局長、常任委員
 - (2) 部会・係会・事務局会議
記念事業部、記念誌編集部、募金部、総務部、事務局及び各係に所属する実行委員

(3) 監査委員会

監事

(任期)

第9条 実行委員及び実行委員会役員の任期は、記念事業終了までとし、欠員が生じた場合は随時補充する。

(記念事業資金)

第10条 記念事業の資金は、寄附金及びその他の収入をもって、これに充てる。

(記念事業専任職員)

第11条 会長は、記念事業の実施にあたって、必要と認められるときは、記念事業専任職員の雇用・配置を求めることができる。

2 記念事業専任職員の雇用・配置については、常任役員会において決定する。

(記念事業推進事務所)

第12条 会長は、記念事業の実施にあたって、必要と認められるときは、記念事業推進事務所の設置を求めることができる。

2 記念事業推進事務所の設置については、常任役員会において決定する。

(会計報告)

第13条 記念事業報告および会計報告は、記念事業終了後、実行委員会総会に報告し、承認を得るとともに、第3条の会員組織に報告することとする。

(細則)

第14条 会長は、記念事業の実施にあたって、必要と認めるときは、常任役員会に諮って、本会則の他に細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成26年10月1日から施行する。